

第38回研修会 報告

日 時：平成26年7月12日（土）15時～17時

場 所：こうべまちづくり会館

講 師：田原 賢 先生（木構造建築研究所田原代表、大阪工業大学大学院建築学科客員教授）

演 題：「建築基準法及び耐震化事業の残された問題点」

～木造住宅の耐震化が抱えたままの問題点～

参加者：25名：会員13名、会員外12名（うちマスコミ関係5名）

内 容：

約1時間のご講演をいただき、その後1時間にわたる活発な質疑応答が行われました。

1. 建築基準法の問題点

建築基準法は、構造よりも採光や換気が優先されており、開口の大きさが一定以上必要と規定されていた為、地震時に対し危険な指導が行われていた。現在の建築基準法は、かなり厳しくなったが、それでもまだ足りないところがある。遠因として、大学教育の中で木造建築の耐震について教える仕組みになっていないことも大きい。

1981年（昭和56年）の建築基準法改正が「新耐震」と呼ばれるが、木造建築に関しては十分な耐震化となっていない。2000年（平成12年）の改正で、金物規定ができ、接合部が破壊する前に壁が破壊するよう設計する事になった。

2. 耐震診断の問題点

耐震診断は、精密診断を行うことが重要であるが、一般診断で行うことが主流となっている。業者も行政も、難しい方法を使うのを嫌がる。木造建築を設計しているのは、意匠設計士であり、耐震診断に関する知識が不足している。しかし、例えば堺市の行政技術者は、勉強し、精密診断できるようになっているので、できないのではなく、やらないだけである。

3. 問題解決

耐震診断をチェックできる第三者機関が欲しい。「民間では信用できない」と言われることがあるので、このNPOでできるようになるのではないか。

4. 質疑応答より

- ・木構造では接合部を大切に処理して欲しい。
金具の使い方も間違っていることが多い。
- ・既存不適格という言葉は使わず、本当の意味の「危険家屋」と直接的に言った方が良い。



田原講師



会場の様子

安全性能が基準に達していない建物と言った方が良いと思われる。

- 市民に教える場合には、的確に木造住宅の耐震構造における本質の話をするのが大切。
- 耐震補強をしない人をその気にさせるためには、話をして説得して行くしかない。私はいつでもその場に行く用意があるので協力を惜しまない。
- 一般診断は評点が低く出やすい。低く出るのでその後に発生する耐震補強費を想像して耐震診断を受けない人が多い。精密診断だとポイントをおさえた補強でき、むしろ耐震補強費は安価になる場合が多い。
- 木造2階建の耐震化基準が出来たのはは、2000年の金物規定以降と考えるのが良い。
- 古い町屋、長屋は隣棟部が狭く、開口部だらけなので、一気に将棋倒しになって倒れていく。一戸の話してもダメ。一軒の家を補強しても無駄になる。町家が連続している場合は特に問題があり、中間部分の町家だけ行ったとしても隣の町家やお隣の町家が倒壊してぶつかる為個別の耐震補強でなく、町家の連続している両端をRC造の様な剛な建物を置くのが効果的である。1階部分が3m離れていれば、隣からの影響を受けないので、一軒の耐震化を考えればよくなる。



質疑応答の様子



以上（文責：太田英将）